

平成27年度個人情報保護・ 情報公開制度の状況

個人 個人情報保護制度は、個人の権利や利益を保護するために個人情報の適正な収集と管理、利用や提供の制限を定めたものです。市が保有するこれらの個人情報のうち、自分自身の情報については、開示を請求することができます。

■個人情報の開示請求件数と決定状況

実施機関（※）	請求	開示	部分開示	不開示	不服申立
市長	3	2	1	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0
合計	5	2	3	0	0

（※）請求があった部局

【個人情報開示請求のうち部分開示の理由】

個人に関する情報	3
----------	---

情報公開制度は、市の保有する情報の公開を図り、市民の市政への参加を促進するため、市民や市内の法人・事業所に勤務する人などが、行政文書（職員が職務上作成または取得した文書など）の開示を請求することができる制度です。ただし、個人に関する情報や個人の権利利益を害するおそれのある情報などは開示されません。

■情報公開の請求件数と決定状況

実施機関（※）	請求	開示	部分開示	不開示	不服申立
市長	14	5	5	4	0
消防本部	2	2	0	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0
ガス水道局	1	1	0	0	0
合計	19	8	7	4	0

（※）請求があった部局

【情報公開請求のうち部分開示および不開示の理由】

個人に関する情報	5
法人等の情報で、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの	2
公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの	1
行政文書が存在しない	3

問合先 総務課 広報情報係 ☎ 552-1511

第2次 総合計画の策定を 進めています！

市町合併後に策定した糸魚川市総合計画の計画期間が平成 28 年度で終了します。

現在、地区代表や諸団体役員など市民 23 人による「糸魚川市総合計画審議会」を設置し、新たな計画づくりを進めています。

総合計画審議会では…

市民の皆さんが地域生活や職場などで日々感じている思いや願いをくみ取り、可能な限り市政や計画に反映することが必要です。

また、市民アンケートを実施し、これまでの取組を検証するとともに、これからのまちづくりに対する意見を伺うなかで、内容審議を行ってきました。



5月9日（月）、審議会で取りまとめた基本構想（案）と基本計画（案）の中間答申が行われました。

ご参加ください

～住民説明会～

全て同じ内容で行いますので、ご都合のよい会場にお越しください。申込みは不要です。

期 日	開始時間	会 場
6月29日（水）	19:00～	青海生涯学習センター
6月30日（木）	19:00～	能生生涯学習センター
7月 1日（金）	14:00～	糸魚川地区公民館
	19:00～	

ご意見をお寄せください

住民説明会のほかにも、パブリックコメントによる意見募集も行っています。様々な機会を通じて、より多くのご意見やご提言をいただきながら、新しいまちづくりの基本方針としてまとめていきます。

問合先 企画財政課 企画係 ☎ 552-1511